

潟上市放課後児童クラブ運営業務
プロポーザル実施要領

令和 7 年 9 月

潟 上 市

1. 目 的

潟上市立の放課後児童クラブの運營業務等を民間事業者に委託するに当たり、実績のある事業者から最新の知識と技術、さらに豊富な経験に基づく企画の提案を受けることが可能な公募型プロポーザル方式により、放課後児童クラブの意義や役割を理解し、より充実したサービスを提供するとともに児童の健全な育成を図ることができる事業者の選定を行う。

2. 一般事項

- (1) 名 称 潟上市放課後児童クラブ運營業務プロポーザル
- (2) 主 催 者 潟 上 市
- (3) 趣 旨 当該業務に係る業務契約候補者選定に必要な提案書の提出を求める
- (4) 選定方法 公募型プロポーザル方式とし、主催者が別に定める審査会で選定する。
- (5) 事 務 局 潟上市 福祉保健部 子育て応援課 こども未来班
〒010-0201 秋田県潟上市天王字棒沼台 226-1
TEL 018-853-5360 (担当 鎌田)
FAX 018-853-5233
E-mail kosodate-cfs@city.katagami.lg.jp
- (6) 公表方法 本委託事業に関する要領等の資料は、潟上市のホームページからダウンロードすること。
URL <http://www.city.katagami.lg.jp/>
※トップページ → 「組織案内」 → 「子育て応援課」 → 「こども未来班」 → 「潟上市放課後児童クラブ運營業務プロポーザル」
- (7) 公表書類 プロポーザル実施要領、仕様書、関係書類 ほか

3. 審査・選定

業務契約候補者の審査・選定は以下の方法で行う。

(1) 選定方法

事業者の選考に当たっては、潟上市放課後児童クラブ運營業務プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）による書類審査及びヒアリングにより評価項目ごとに得点化し、業務契約候補者等を選定する。その後、業務契約候補者と仕様書及び提案書の内容について協議し、双方合意により当該業務の契約の締結予定者を決定する。

(2) 審査方法

ア 書類審査として、提出された提案書を、下記の（３）評価基準に基づいて審査

会が評価・採点することにより審査する。

イ 提案者が1 者の場合でも審査を行い、審査会が適切な事業者と判断した場合は業務契約候補者とする。

(3) 評価基準

審査における評価項目と配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
運営に対する考え方について	①放課後児童クラブを運営するにあたっての基本方針 ②児童の健全育成についての考え方・取組みについて	20点
放課後児童クラブ運営業務の実績について	①放課後児童クラブ運営業務の実績 ②業務を受託する際の信頼性、確実性の確認	
管理運営等について	①職員体制（配置数、支援員、補助員等） ②勤務体制（通常期、長期休業日等の配置及び勤務体制） ③職員の人材確保及び育成について（人材の育成方法、研修体制、バックアップ体制） ④個人情報保護について ⑤苦情解決及び苦情処理体制	20点
事業内容について	①児童の発達に応じた事業内容や活動について ②配慮を要する児童への支援について ③小学校や市との連携、協力について ④保護者や児童の意見を反映していく体制について ⑤地域との連携について	25点
安全対策及び危機管理体制について	①児童の健康管理に関する取組みについて ②事故の防止や安全対策について ③防災対策及び災害時の対応と体制について ④不審者等の緊急時の対応と体制について ⑤施設の衛生管理について	25点
見積書	①仕様内容、提案内容との整合性 (最安提案額／提案額) × (配点)	10点

※審査会の委員1名当たりの配点。

(4) 審査結果等の発表

審査結果等については、令和7年11月下旬（予定）に提案者へ通知するほか、事務局にて公表する。

(5) 審査会

ア 名 称	潟上市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル審査会
イ 審査委員	5人
ウ 所掌事務	実施要領等の確認、提案書等の審査、審査結果の報告等
エ 実 施 日	①令和7年9月30日（火） ②令和7年11月21日（金）

4. 参加資格要件

- (1) 令和7年度（2025年度）の潟上市入札参加資格者名簿登録業者であり、かつ、取扱業務が「放課後児童クラブ運営業務」であること。

※トップページ → 「組織案内」 → 「総務部」 → 「総務課」 → 「管財班」 → 「入札・契約」 → 「入札参加資格申請」により事前に申請を行うこと。

- (2) 「潟上市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」の業務内容を確実に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (3) 放課後児童クラブの運営業務の受託実績が3年以上あり、かつ、現在も受託していること。（基準日 令和7年10月1日）
- (4) 「放課後児童クラブ運営指針（こども家庭庁作成）」その他関係通知等に基づく放課後児童クラブ運営業務が可能であること。
- (5) 児童期の保育に関する指導体制、社員の教育、安全・衛生管理体制、事故発生時の保証体制、社員が欠けた場合の即時サポート体制が確立されていること。
- (6) 放課後児童クラブの意義や特色を十分理解し、その円滑な実施に協力できること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の適用を申請した者にあつては、同法の規定に基づき更正又は再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 潟上市競争入札参加資格停止措置に関する要綱（平成17年訓令第26号）に基づく資格停止期間中でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (11) 法人税、消費税及び地方消費税等の税金を滞納していないこと。契約時に納税証明書の提出を求める。

5. 手 続 等

(1) 参加申込

本プロポーザルに参加を申込する者は、別添「提出書類作成要領」に従い、「参加申込書」（様式第1号）を作成すること。

ア 提出場所 事 務 局

イ 期 間 令和7年10月7日（火）から令和7年10月24日（金）正午まで。

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。封書には「プロポーザル参加申込書在中」と朱書きすること。

郵送の場合は、期限までに到着したものに限る。（配達証明付郵便等、発送者が到着時刻を確認できるものに限る）

ただし、本市は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。

エ 結果通知 令和7年11月14日（金）（通知日）まで参加資格結果について通知を郵送する。

(2) 質疑応答

本プロポーザルの参加申込書及び提出書類等についての質問は、「質問書」（様式第2号）により提出すること。

ア 提出場所 事 務 局

イ 期 間 令和7年10月7日（火）から令和7年10月17日（金）正午まで。

ウ 提出方法 電子メール（開封確認要求付き）により提出することとする。ただし、本市は電子メールの送受信に起因するトラブルについては一切の責任を負わないものとする。

エ 回 答 令和7年10月22日（水）までに、本市のホームページで公表する。なお、質問事項の内容により回答できない場合がある。

(3) 現地見学

本プロポーザルへの参加申込予定者で現地見学を希望する者は、「現地見学申込書」（様式第3号）により申込みの上、参加すること。

ア 提出場所 事 務 局

イ 申込期間 令和7年10月7日（火）から令和7年10月14日（火）正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時～午後4時まで。

ウ 申込方法 電子メール（開封確認要求付き）により提出することとする。ただし、本市は電子メールの送受信に起因するトラブルについては一切の責任を負わないものとする。

エ 現地見学 令和7年10月16日（木）（時間は後日別途連絡）

※参加人数は1事業者につき2名以内とする
室内用の靴は各自用意すること。

(4) 提案書等

本プロポーザルの提案者は、別添「提出書類作成要領」に従い、提案書（様式第4号～様式第6号）及び見積書（様式第7号）を提出すること。

ア 提出場所 事務局

イ 期 間 令和7年10月24日（金）～令和7年10月31日（金）正午まで。

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。封書には「プロポーザル提案書在中」と朱書きすること。

郵送の場合は、期限までに到着したものに限る。（配達証明付郵便等、発送者が到着時刻を確認できるものに限る）

ただし、本市は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。

エ 提 案 数 業務別に、1事業者につき1提案とする。

オ 提出部数等 別添「提出書類作成要領」のとおり。

(5) ヒアリング

提出された提案書に基づき、1事業者ずつヒアリングによる審査を行う。ヒアリングにあたっては、対面となることから匿名としない。

ア 実施場所 潟上市役所3階 災害対策本部室

イ 実 施 日 令和7年11月21日（金） ※時間は別途通知

ウ 実施方法 提出された提案書に基づき、ヒアリング（30分以内）を行う。

エ 出 席 者 3名まで

オ 準 備 物 プロジェクター、パソコン等を使用する場合は、各自準備すること（スクリーンは事務局で準備する。）

カ 順 番 提案書類の受付順とする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対処する。

6. 業務契約者の決定、業務開始までの日程

要領の公表	令和7年10月7日
質問書の受付	令和7年10月7日～10月17日
質問書への回答	令和7年10月7日～10月22日
現地見学の受付期間	令和7年10月7日～10月14日
現地見学	令和7年10月16日
参加申込書の受付期間	令和7年10月7日～10月24日
参加申込結果の通知	令和7年11月14日

提案書の受付期間	令和7年10月24日～10月31日
ヒアリング及び書類審査	令和7年11月21日
業務契約候補者の決定通知	令和7年11月下旬
業務契約候補者との協議・調整	令和7年12月上旬～
契約の締結（予定）	令和8年1月下旬
運営開始	令和8年4月1日

※日程については変更となる場合がある。

7. 運営業務委託

（1）運営業務委託契約

「3. 審査・選定」による業務契約候補者と随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）する。業務契約候補者との契約が成立しない場合は、次点以降の提案者と順次交渉を行う。

（2）業務概要

- ア 業務名 ①潟上市（天王南中ブロック）放課後児童クラブ運営業務委託
②潟上市（天王中・羽城中ブロック）放課後児童クラブ運営業務委託
- イ 履行場所 ①天王南中ブロック おいわけA児童クラブ ほか4支援
②天王中・羽城中ブロック てんのうA児童クラブ ほか4支援
（詳細については業務委託仕様書のとおり）
- ウ 業務内容 放課後児童クラブの運営業務等
（業務委託仕様書のとおり）
- エ 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（3）委託料（提案上限額）

- ア 潟上市（天王南中ブロック）放課後児童クラブ運営業務委託
204,867,000円（ただし、令和8年度64,455,000円、令和9年度68,215,000円、令和10年度72,197,000円）
- イ 潟上市（天王中・羽城中ブロック）放課後児童クラブ運営業務委託
262,873,000円（ただし、令和8年度82,680,000円、令和9年度87,530,000円、令和10年度92,663,000円）

※なお、本業務は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

8. 著作権及び提出図書等の取扱い

（1）著作権

提出された提案書の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとする。

(2) 提出図書等の取扱い

市は、本プロポーザルに関する公表及びその他市が必要と認めるときに、提案書
を無償で利用できるものとする。

9. 経費の負担

提案者が本プロポーザルに要したすべての経費は、提案者の負担とする。

10. 留意事項

(1) 次のいずれかに該当したときは、失格となる場合がある。

ア 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合。

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合。

ウ この要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は事務局等関係者にプロ
ポーザルに対する援助を直接、間接を問わず求めた場合。

エ 提案書の提出時から契約締結までの期間に、本市の入札参加資格停止措置を受
けた場合。

オ 提案書の提出時から契約締結までの期間に、会社更生法の適用を受けるな
ど、この業務の履行が困難と認められる状態に至った場合。

カ その他主催者または審査会が不適格と認める場合。

(2) 提案者は、参加申込書の提出をもって、この実施要領や関連仕様書その他この契
約に関する事項すべてを承諾したものとみなす。

(3) 事務局が受理した提出書類の差し替え、修正、再提出は認めない。

11. そ の 他

(1) 市は、8. (2) を除き、提出書類を無断で使用しないものとする。

ただし、本件に係る情報公開請求があった場合には、潟上市情報公開条例（平成
17 年条例第 10 号）に基づき提出書類を公開することがある。

(2) 市は、業務契約候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、提出書類の複製
を作成することがある。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 提出書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、
日本の標準時間及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。

(5) 提案者は、本プロポーザルで知り得た情報等を、事務局の許可なく第三者へ提供
してはならない。